



答申第10号
平成12年12月4日

大阪府知事 齊藤 房江 様

大阪府環境審議会
会長 相賀 一郎



平成13年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（答申）

平成12年12月4日付け公監第365号で諮問のあった標記について、
審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった平成13年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、
諸問で示された案を適当と認めます。

平成13年度

公共用 水 域 及 び 地 下 水 の 水 質 測 定 計 画

大 阪 府

目 次

1 公共用水域の水質測定計画

公共用海域の水質測定計画	1
河川の水質測定水域区分	3
大阪湾水域の水質・底質測定地点図	10
(別表-1) 測定点及び測定機関総括表	11
(別表-2) 測定地点、測定回数一覧表(河川)	12
〃　　　　　　　(海域)	18
(別表-3) 測定方法一覧表	20
(別表-4) 環境基準一覧表	22

2 地下水質測定計画

地下水質測定計画	25
(別表-1) 測定地点及び測定機関総括表	27
(別表-2) 測定地点一覧表(概況調査)	28
〃　　　(定期モニタリング)	31
(別表-3) 測定方法一覧表	35
(別表-4) 地下水質結果個別表	36
メッシュコード説明図	37

1 公共用 水域の水質測定計画

平成13年度公共用海域の水質測定計画

(目的)

1 この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により、大阪府域の公共用海域を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

(測定点及び測定機関)

2 水質測定点、底質測定点及び測定機関は、別表-1及び別表-2のとおりとする。

(1) 水質測定点

河川：98河川 138地点 (環境基準点 87地点、準基準点 51地点)
海域：大阪湾海域 22地点 (環境基準点 15地点、準基準点 7地点)

(2) 底質測定点

海域 15地点 (12地点は水質測定の環境基準点と、2地点は準基準点と重複)

(測定期間)

3 測定期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。

(測定項目)

4 水質及び底質の測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 水質測定項目

	河 川	海 域
ア 人の健康の保護に関する項目（健康項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム ・砒素・総水銀・アルキル水銀・P C B ・ジクロロメタン・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン・チウラム・シマジン ・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン・ふっ素 ・ほう素・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (但し、アルキル水銀については総水銀が検出された時に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム ・砒素・総水銀・アルキル水銀・P C B ・ジクロロメタン・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロベン・チウラム・シマジン ・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン・ふっ素 ・ほう素・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (但し、アルキル水銀については総水銀が検出された時に限る。)
イ 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度 (pH)・溶存酸素量 (D O) ・生物化学的酸素要求量 (B O D) ・化学的酸素要求量 (C O D: 酸性法) ・浮遊物質量 (S S)・大腸菌群数 (E-Coli) ・全窒素 (T-N)・全磷 (T-P) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度・溶存酸素量 ・化学的酸素要求量 (酸性法、アルカリ性法、ろ過酸性法)・大腸菌群数 ・ノルマルヘキサン抽出物質 (油分) ・全窒素・全磷
ウ 特殊項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルマルヘキサン抽出物質 (油分) ・フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄 ・溶解性マンガン・全クロム ・陰イオン界面活性剤・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素・アンモニア性窒素 ・磷酸性磷・E P N 	<ul style="list-style-type: none"> ・フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄 ・溶解性マンガン・全クロム ・陰イオン界面活性剤・プランクトン数 ・クロロフィルa・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素・アンモニア性窒素 ・磷酸性磷・懸濁物質 (浮遊物質量) ・懸濁物質の強熱減量・濁度・E P N
エ 特定項目	・トリハロメタン生成能	
オ 要監視項目	<ul style="list-style-type: none"> ・クロロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロパン・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオン・ダイアジノン ・フェニトロチオン・イソプロチオラン ・オキシン銅・クロロタロニル・プロピザミド ・ジクロルボス・フェノブカルブ ・イプロベンホス・クロロニトロフェン ・トルエン・キシリ ・フタル酸ジエチルヘキシル・ニッケル ・モリブデン・アンチモン 	
カ その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・気温・水温・色相・臭氣・透視度 ・塩素イオン・電気伝導率 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・気温・水温・色相・臭氣・透明度 ・塩分・電気伝導率 等

(2) 底質測定項目

	海 域
ア 健康項目	・カドミウム・全シアン・鉛・砒素・総水銀・アルキル水銀・P C B
イ 一般項目	・水素イオン濃度・化学的酸素要求量・含水率・硫化物・酸化還元電位 ・強熱減量・総クロム・ノルマルヘキサン抽出物質(油分)
ウ その他項目	・水深・性状・色相・臭気・泥温 等

(測定回数)

5 測定回数は下記を原則として、各地点については別表-2のとおりとする。

(1) 河川

- ① 全窒素、全燐については環境基準点で年4回以上、準基準点で年2回以上
- ② 大腸菌群数についてはA、B類型の環境基準点で年12回以上、準基準点で年4回以上
- ③ ①、②を除く生活環境項目については、環境基準点で年12回以上、準基準点で年4回以上
- ④ 健康項目については、利水状況、過去の検出状況、上流での当該物質の使用状況を検討の上、P C Bを除く項目について、年2回以上（環境基準点では年4回以上が望ましい。）
- ⑤ 特殊項目及びP C Bについては、年1回以上
- ⑥ トリハロメタン生成能については、水道利水のある必要な地点で年2回以上
- ⑦ 通日測定は、水質管理上重要な地点でかつ水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年1回以上（各1日について2時間間隔で13回採水分析する。）

(2) 海域

- ① 大腸菌群数についてはA類型の環境基準点で年12回以上
- ② ノルマルヘキサン抽出物質についてはA、B類型の環境基準点で年12回以上
- ③ ①、②を除く生活環境項目については、境基準点で年12回以上、準基準点で4回以上
- ④ P C Bを除く健康項目については年2回以上
- ⑤ 特殊項目及びP C Bについては年1回以上
- ⑥ 底質は一般項目及びその他項目については年2回以上、健康項目については年1回以上

なお測定月は原則として次のとおりとする。

測定回数	測 定 月
年間1回	8月
年間2回	8月、翌年2月
年間4回	5月、8月、11月、翌年2月
年間6回	5月、7月、8月、11月、翌年1月、翌年2月
年間12回	毎月

(試料の採取等)

6 試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 試料採取の実施に当たり、健康項目については、水域の水量いかんに関わらず隨時、生活環境項目については、水域が通常の状態（河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時）にある時期とする。
- (2) 流量観測は、採水時に測定点で実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。
- (3) 河川における試料採取は、流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。
ただし気温、水温及び水素イオンについては、個々の試料について測定する。
また、次のものについては午後3時に最も近い採水時のものとする。
 - ・生活環境項目の溶存酸素及び大腸菌群数
 - ・健康項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く）
 - ・特殊項目（硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、燐酸性燐及び陰イオン界面活性剤を除く）
 - ・要監視項目

なお、流況変動の小さい河川等については、この限りでない。

海域の場合は、海面下1m層から採水する。また、環境基準点のうち港内3地点を除く12地点については、水深20m未満の場合は海底面上2m層から、水深20m以上の場合は海底面上5mから採水する。底泥の採取に当たっては、採取点付近において数箇所より同量採取し、混合試料とする。

- (4) 以上の他、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）を準拠する。

（測定方法等）

- 7 測定方法及び報告下限値等は、原則として別表－3のとおりとする。
なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

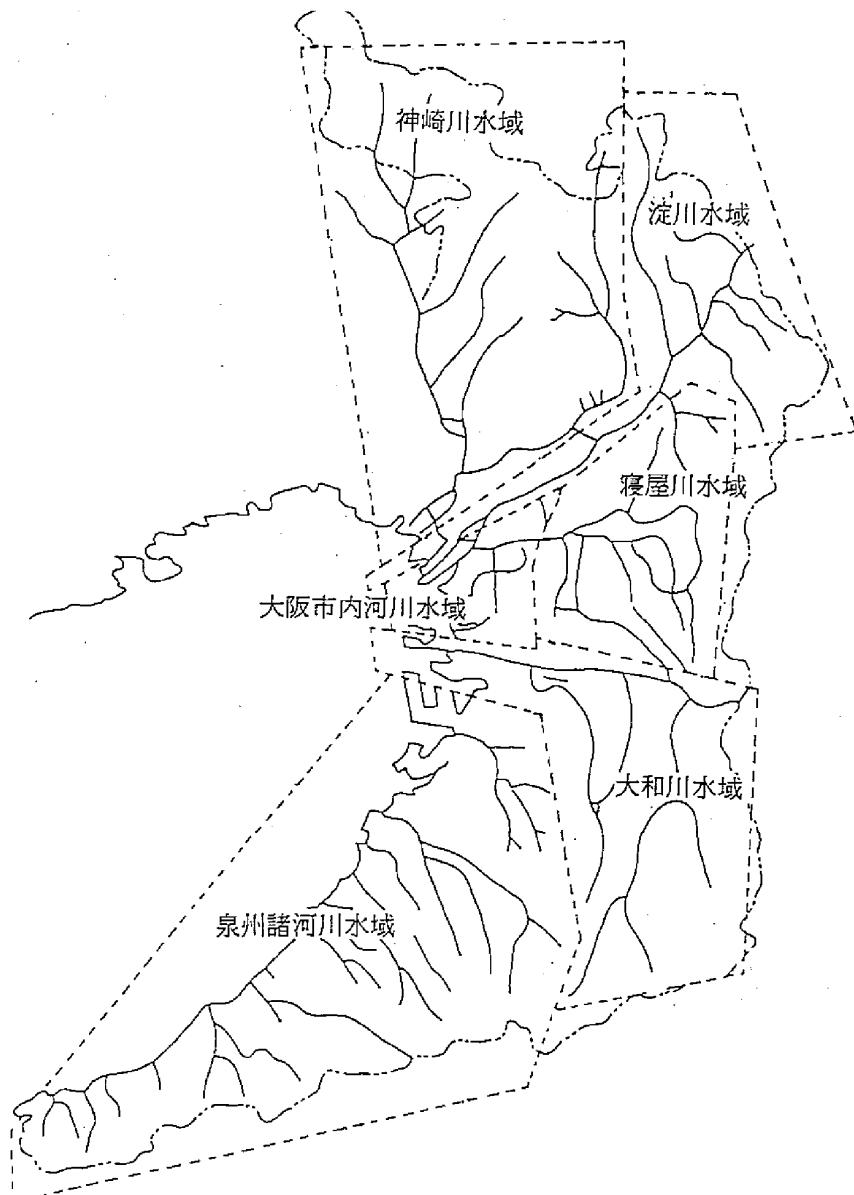
（測定結果の報告）

- 8 測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。
- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
 - (2) 報告の時期は、測定結果が出しだい速やかに行うものとする。
 - (3) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

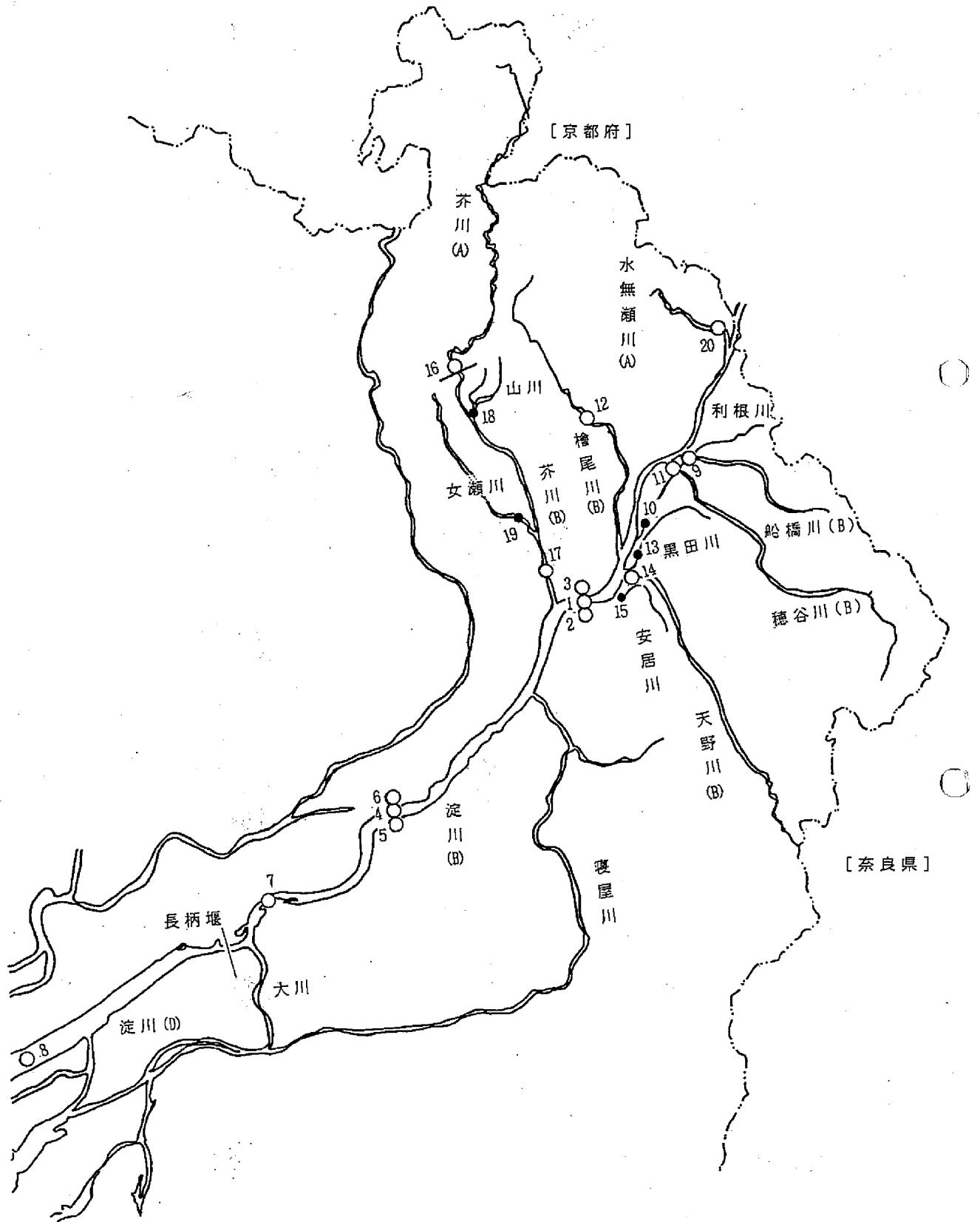
（その他）

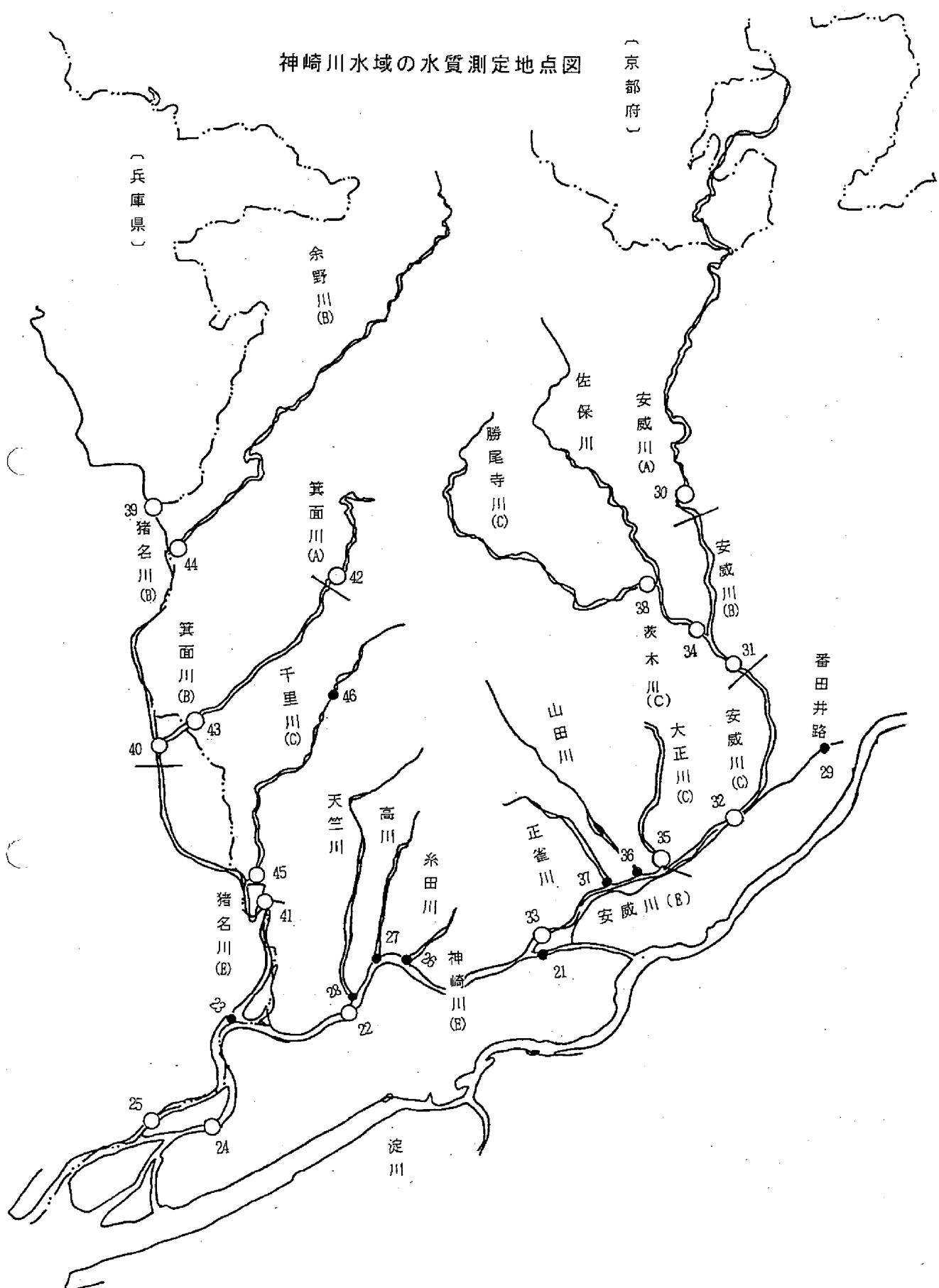
- 9 その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

河川の水質測定水域区分

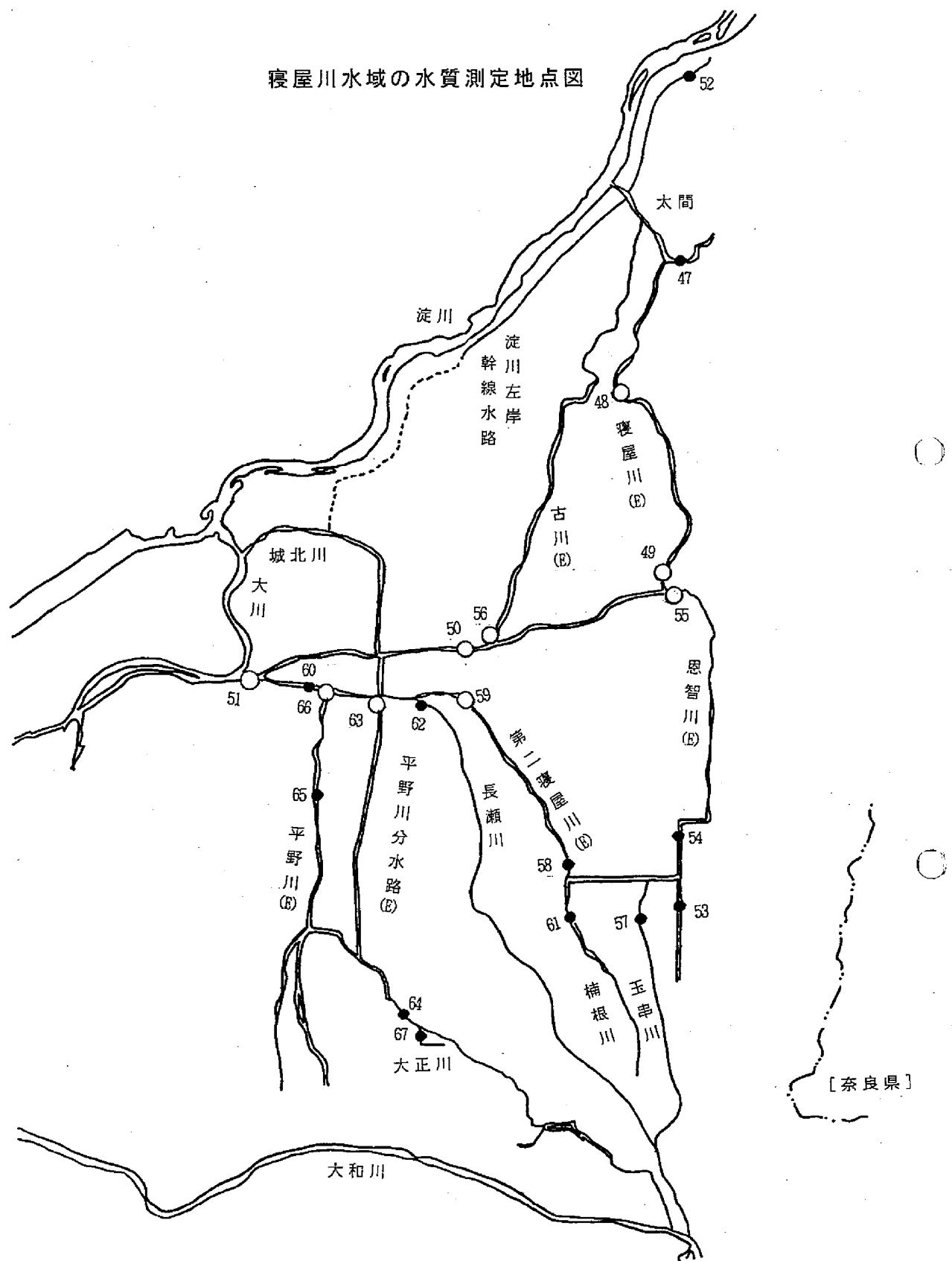


淀川水域の水質測定地点図

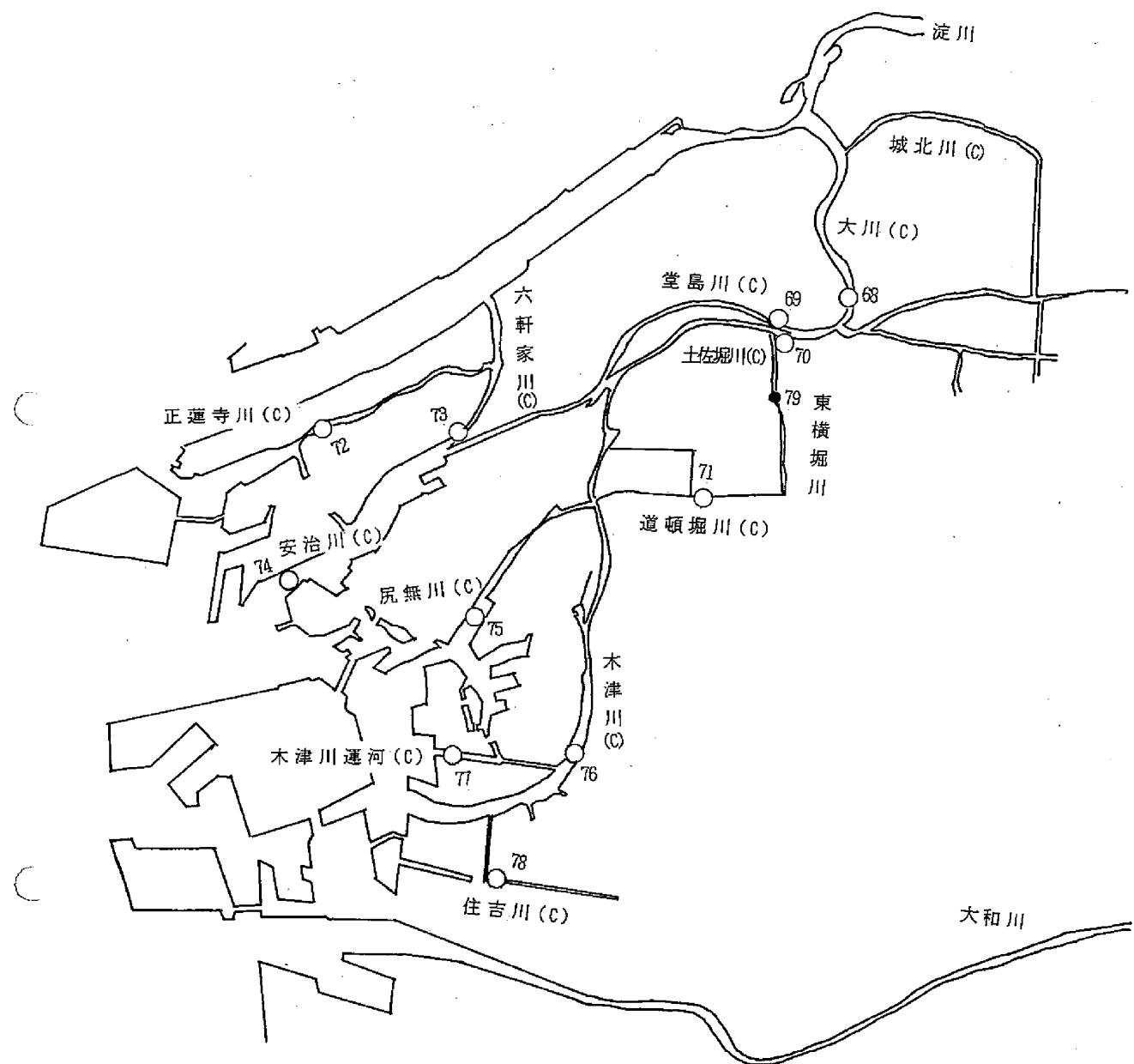




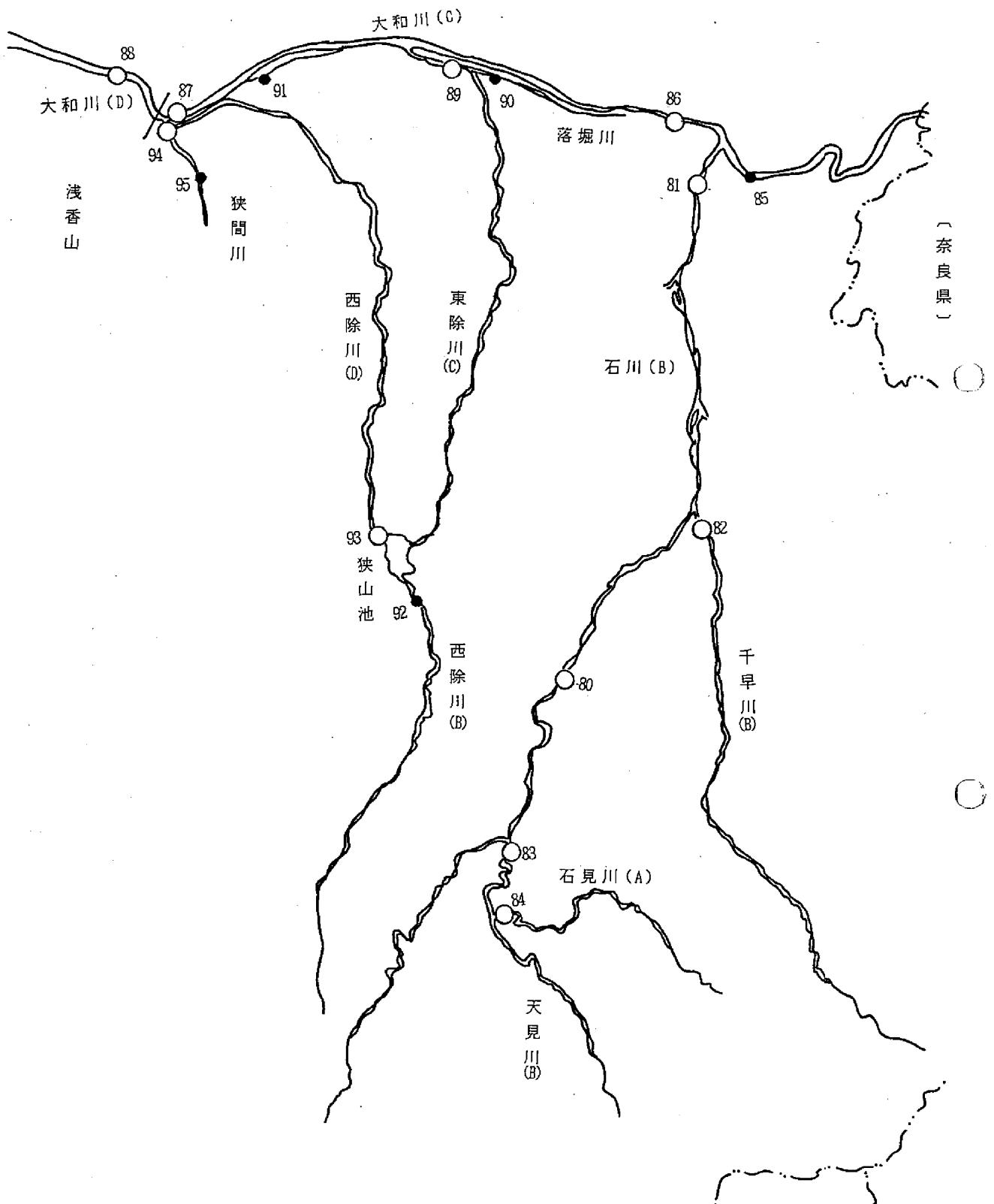
寝屋川水域の水質測定地点図



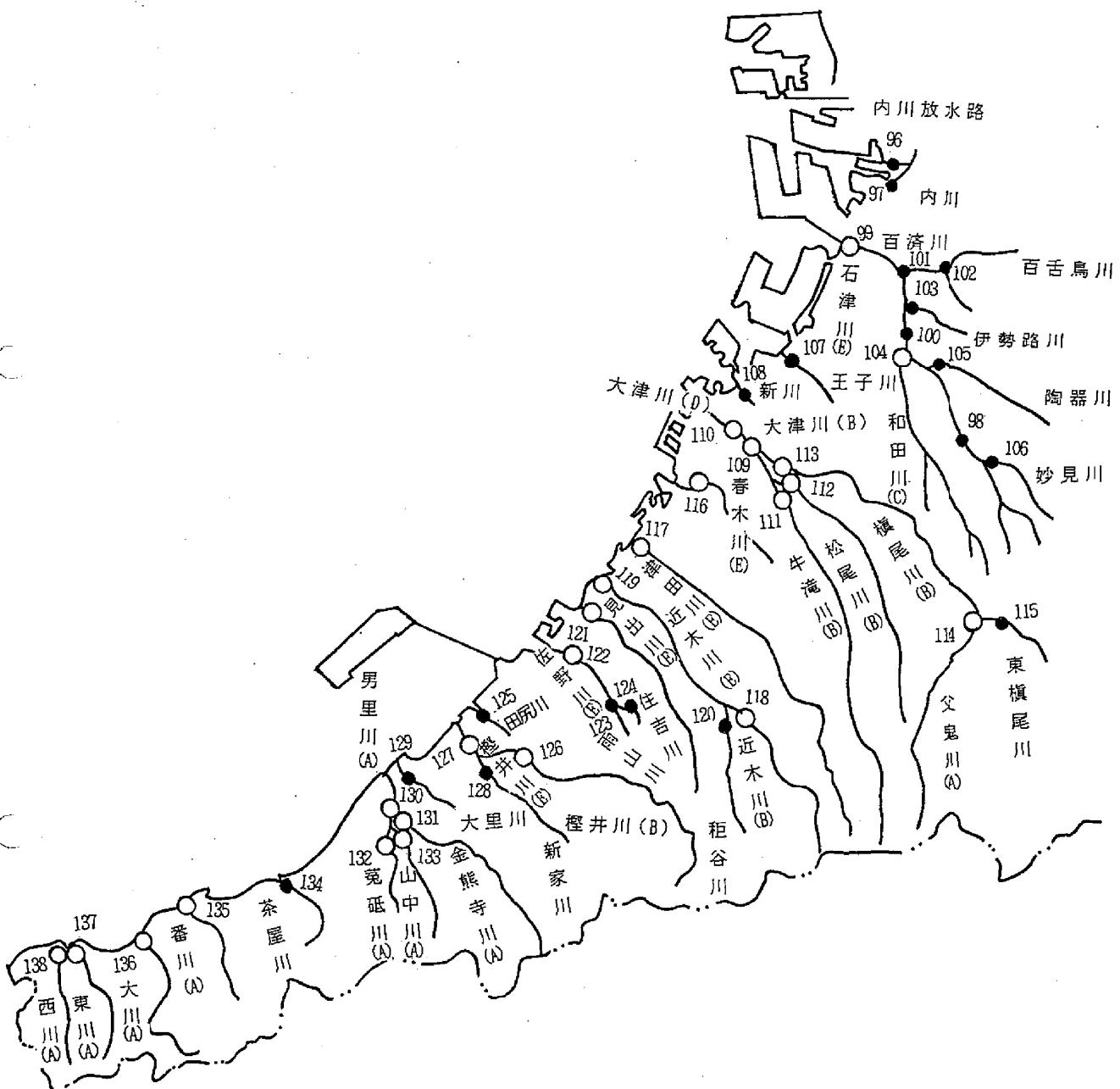
大阪市内河川水域の水質測定地点図



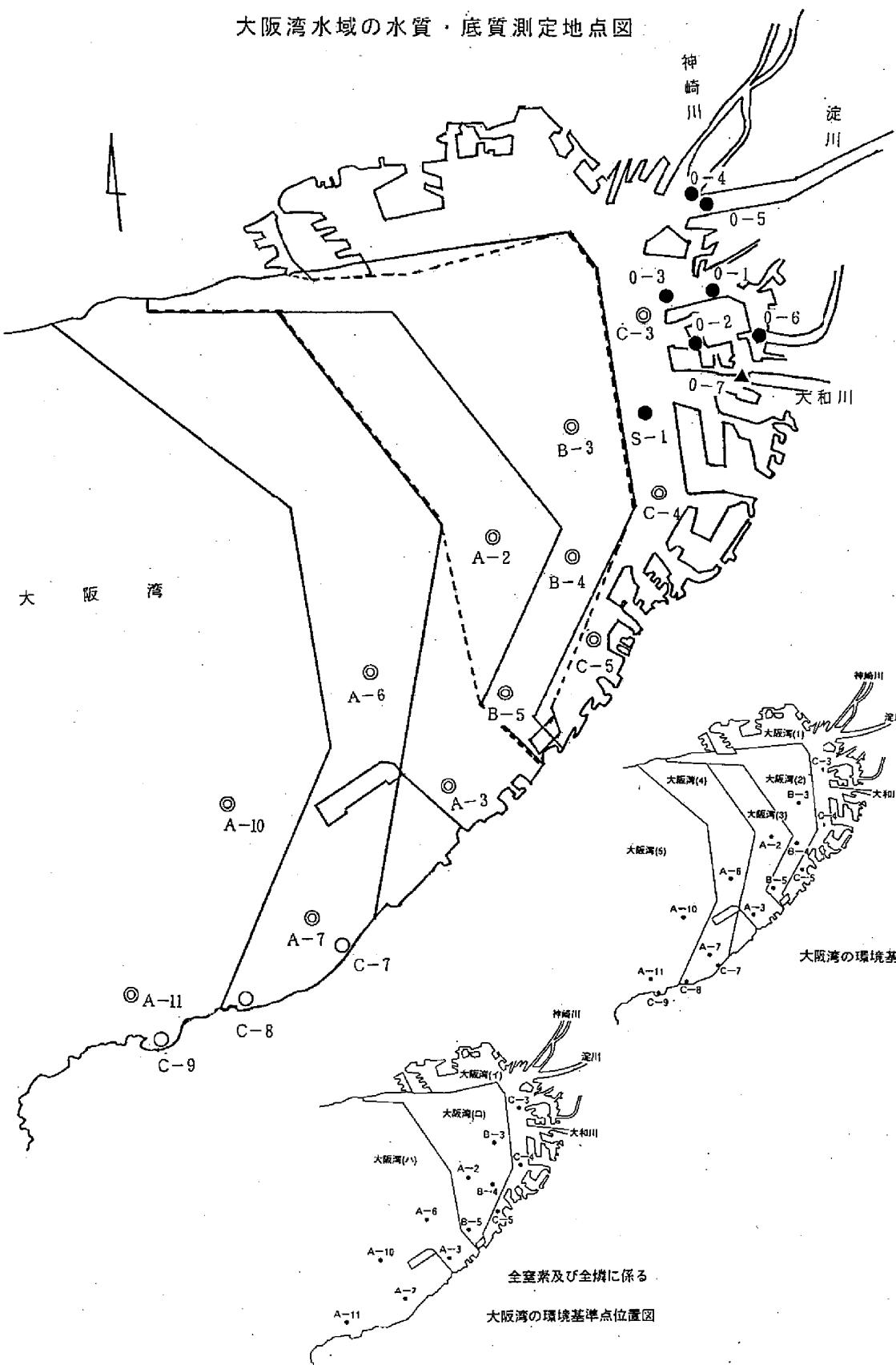
大和川水域の水質測定地点図



泉州諸河川水域の水質測定地点図



大阪湾水域の水質・底質測定地点図



別表-1

測定点及び測定機関総括表

測定機関	調査区分	水質測定										底質測定
		河川								海域	海域	
	測定点区分	水域	淀川域	神崎川域	寝屋川域	大阪市内河川域	大和川域	泉州諸河川域	河合川	計	大阪湾	大阪湾
大阪府	環境基準点	1	7	9	2	2		6	9	22	38	15
	準基準点		1	2		2		3	10	32	53	15
近畿地方建設局	環境基準点	9	3	3				4	5		16	
	準基準点	9	3	3				1			17	
大阪市	環境基準点		1	5	11	12					17	
	準基準点		1	2	7	1	12				4	21
			2	2	1						6	
堺市	環境基準点							1	2	2	3	
	準基準点							1	9	11	13	1
									10			
豊中市	環境基準点		1								1	
	準基準点		2	3							2	3
吹田市	環境基準点			3								
	準基準点			3							3	
高槻市	環境基準点	2		1							2	
	準基準点	2	4	1							3	5
			1									
枚方市	環境基準点	3			1						3	
	準基準点	3	6		1						4	7
			1									
茨木市	環境基準点		5								5	
	準基準点		5								5	
八尾市	環境基準点				5							5
	準基準点				5						5	
寝屋川市	環境基準点				1	2					1	
	準基準点				1						1	2
東大阪市	環境基準点				1	4					1	
	準基準点				3						3	4
合計	環境基準点	15	17	9	11	11	24	87	15			
	準基準点	5	20	9	21	12	16	43	22	7		15
								51				

別表-2(1) 測定地点、測定回数一覧表(河川)

注1 「環境基準点」の内、○印は環境基準点を、●印は準基準点を示す。

2 ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。

別表-2(2) 測定地点、測定回数一覧表(河川)

注1 「環境基準点」の内、○印は環境基準点を、●印は準基準点を示す。

2 ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。

別表-2(3) 測定地点、測定回数一覧表(河川)

注1 「環境基準点」の内、○印は環境基準点を、●印は準基準点を示す。

2 ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。

測定地點番号	河川名	地図番号	測定地點		要監視項目		特殊項目		特殊項目		特殊項目	
			トリハロメタン生成能	トリハロメタン生成能	アソニウムイオノン							
96	内波川	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
97	堅川	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
98	新川	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
99	石津川	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100	毛穴大橋	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
101	高入橋	101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
102	百舌鳥川	102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
103	泉北2号線前伊勢路川	103	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
104	小野々井橋和田川	104	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
105	百年橋陶器川	105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
106	新見の井橋妙見川	106	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
107	王子川橋王子川	107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
108	河口水門新川	108	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
109	高津取水口大津川	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110	大津川橋	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
111	高橋牛滝川	111	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
112	新緑田橋松尾川	112	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
113	繁和橋横尾川	113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
114	神田橋父虫川	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
115	東条橋東横尾川	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
116	春木橋春木川	116	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
117	昭代橋津田川	117	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
118	厄除橋近木川	118	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
119	近木川橋	119	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
120	通天橋稻谷川	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
121	見出橋見出川	121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
122	昭平橋佐野川	122	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
123	佐野川合流直前兩山川	123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
124	向田橋住吉川	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
125	府道堺阪南線田尻川	125	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
126	兎田橋檜井川	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
127	櫻井川橋	127	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
128	明治小橋新家川	128	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
129	河口水門大里川	129	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
130	男里川橋男里川	130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
131	男里橋金熊寺川	131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
132	西打合橋荒延川	132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
133	東打合橋山中川	133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
134	新茶屋川橋茶屋川	134	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
135	田身輪橋番川	135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
136	昭南橋大川	136	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
137	一軒家橋東川	137	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
138	二うや橋西川	138	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

別表-2(4) 測定地点、測定回数一覧表(海域)

注1 「環境基準点」の内、◎印は通常の環境基準点かつ全窓室・全焼に係る水域の環境基準点を、○印は通常の環境基準点を、●印は通常の準基準点

2) ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。

を、▲印は底質測定のみを行う準基準点を示す。

別表-3
測定方法一覧表

(水質)

測定項目		測定方法		記載方法
			有効数字 小数点以下	報告下限値
健康項目	カドミウム	日本工業規格(以下「JIS」という。)K0102 55	2桁	3桁まで 0.001mg/L
	全シアン	「JIS K 0102 38.1.2及び38.2又は「JIS K 0102 38.1.2及び38.3」	2桁	1桁まで 0.1μg/L
	鉛	JIS K 0102 54	2桁	3桁まで 0.005mg/L
	六価クロム	JIS K 0102 65.2	2桁	2桁まで 0.02mg/L
	砒素	JIS K 0102 61.2又は61.3	2桁	3桁まで 0.005mg/L
	総水銀	昭和46年環境庁告示第59号(以下「環境基準告示」という。)付表1	2桁	4桁まで 0.0005mg/L
	アルキル水銀	環境基準告示付表2	2桁	4桁まで 0.0005mg/L
	PCB	環境基準告示付表3	2桁	4桁まで 0.0005mg/L
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで 0.002mg/L
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで 0.0002mg/L
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	2桁	4桁まで 0.0004mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで 0.002mg/L
	1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで 0.0004mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで 0.0005mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで 0.0006mg/L
生物活性項目	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	3桁まで 0.002mg/L
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで 0.0005mg/L
	1,3-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	4桁まで 0.0002mg/L
	チラム	環境基準告示付表4	2桁	4桁まで 0.0006mg/L
	シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2	2桁	4桁まで 0.0003mg/L
	チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2	2桁	3桁まで 0.002mg/L
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで 0.001mg/L
	セレン	JIS K 0102 67.2又は67.3	2桁	3桁まで 0.002mg/L
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては JIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は 43.2.5、亜硝酸性窒素にあっては JIS K 0102 43.1	2桁	2桁まで 0.08mg/L
	ふつ素	JIS K 0102 34.1又は環境基準告示付表6	2桁	2桁まで 0.02mg/L
環境項目	ほう素	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は環境基準告示付表7	2桁	2桁まで 0.02mg/L
	水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1	—	1桁まで —
	濁存酸素量	JIS K 0102 32	2桁	1桁まで 0.5ng/L
	生物化学的 酸素要求量	JIS K 0102 21	2桁	1桁まで 0.5ng/L
	化学的 酸素要求量	<河川> JIS K 0102 17 <海域> JIS K 0102 17及び環境基準告示別表2の2の備考の2 に定めるアルカリ性法	2桁	1桁まで 0.5ng/L
	浮遊物質量	環境基準告示付表8	2桁	整数 1mg/L
	大腸菌群数	環境基準告示別表2の1の備考の4に掲げる最確数法	2桁	1桁 $\times 10^n$ MPN
	ノルマヘキサン抽出物 質(油分)	環境基準告示付表9	2桁	1桁まで 0.5mg/L
	全窒素	<河川> JIS K 0102 45.2、45.3又は45.4 <海域> JIS K 0102 45.4	2桁	2桁まで 0.05mg/L
	全燐	JIS K 0102 46.3	2桁	3桁まで 0.003mg/L
特種項目	フェノール類	JIS K 0102 28.1	2桁	3桁まで 0.005mg/L
	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5	2桁	3桁まで 0.005mg/L
	亜鉛	JIS K 0102 53	2桁	3桁まで 0.001mg/L
	溶解性鉄	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4	2桁	2桁まで 0.08mg/L
	溶解性マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	2桁	2桁まで 0.01mg/L
	全クロム	JIS K 0102 65.1	2桁	2桁まで 0.03mg/L
	陰イオノ界面活性剤	JIS K 0102 30.1	2桁	2桁まで 0.01mg/L
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1	2桁	2桁まで 0.04mg/L
	硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5	2桁	2桁まで 0.04mg/L
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1、42.2又は42.5	2桁	2桁まで 0.04mg/L
目	燃焼性燐	<河川> JIS K 0102 46.1.1又は46.1.2 <海域> JIS K 0102 46.1.1	2桁	3桁まで 0.003mg/L
	プランクトン数	気象庁刊 海洋観測指針6.2(主なる種類の検索及び定量)	—	—
	クロロフィルa	海洋観測指針6.3	2桁	1桁まで 0.1μg/L
	懸濁物質の 強熱減量	JIS K 0102 14	2桁	整数 —
	温度	JIS K 0101 9.4	2桁	1桁まで 0.2度
	EPN	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法 及び要監視項目の測定方法について」(平成11年3月12日付け 環水企第89号、環水管第69号、環水規第79号。以下「測定方法 通達」という。)付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで 0.0006mg/L

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告下限値
特定項目	トリクロロメタン生成能 ・クロロム生成能 ・ジクロロブロモム 生成能 ・クロロブロモム 生成能 ・ブロモム生成能	平成7年環境庁告示第30号別表に掲げる方法	2桁 2桁 2桁 2桁 2桁	4桁まで 4桁まで 4桁まで 4桁まで 4桁まで	0.0004mg/L 0.0001mg/L 0.0001mg/L 0.0001mg/L 0.0001mg/L
	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	トランスクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	2桁まで	0.03mg/L
	イソキサチオノン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	ダイアジノン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
監視項目	フェニトロチオン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0003mg/L
	イソプロチオラン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	オキシン銅	測定方法通達付表2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	クロロタロニル	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	プロビザミド	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	ジクロルボス	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	フェノブカルブ	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
項目	イプロベンホス	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	クロルニトロフェン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	2桁まで	0.06mg/L
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	カル酸ジエチル	測定方法通達付表3の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は測定方法通達付表4若しくは付表5	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	モリブデン	JIS K 0102 68.2又は測定方法通達付表4若しくは付表5	2桁	3桁まで	0.007mg/L
その他の項目	アンチモン	JIS K 0102 62.2又は測定方法通達付表6	2桁	4桁まで	0.0002mg/L
	気温	JIS K 0102 7.1	—	1桁まで	—
	水温	JIS K 0102 7.2	—	1桁まで	—
	色相	JIS K 0102 8	—	—	—
	臭気	JIS K 0102 10.1	—	—	—
	透視度	JIS K 0102 9	2桁	整数	—
	塩素イオン	JIS K 0102 35	—	整数	10mg/L
項目	塩分	海洋観測指針5.3	—	2桁まで	—
	電気伝導率	JIS K 0102 13	3桁	整数	1mS/m

(底質)

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告下限値
健康項目	カドミウム	昭和63年環水管第127号「底質調査方法」(以下「底質調査方法」という。)に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	全シアン	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	鉛	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	砒素	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	総水銀	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	アルキル水銀	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	PCB	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
一般項目	水素イオン濃度	底質調査方法	—	1桁まで	—
	化学的需素要求量	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.5mg/g
	硫化物	底質調査方法	2桁	1桁まで	—
	強熱減量	底質調査方法	2桁	1桁まで	—
	酸化還元電位	現場で測定することを前提とし、酸化還元電位計により測定	3桁	整数	—
	総クロム	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	ノルマルヘキサン抽出物質	環境庁指定「水島重油流出事故による環境影響総合調査方法」	2桁	1桁まで	0.5mg/g

別表-4

環境基準値一覧表

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	対象水域	項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.01mg/L以下	全 公 共 用 水 域	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと		トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
鉛	0.01mg/L以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下		1,3-ジ-クロロブロベン	0.002mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下		チウラム	0.006mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下		シマジン	0.003mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと		チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
PCB	検出されないこと		ベンゼン	0.01mg/L以下	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		セレン	0.01mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
1,2-ジ-クロロエタン	0.004mg/L以下		ふっ素	0.8mg/L以下	
1,1-ジ-クロロエチレン	0.02mg/L以下		ほう素	1mg/L以下	
ジス-1,2-ジ-クロロエチレン	0.04mg/L以下				
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下				

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。またアルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注)3のことおり。
- 2 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値中、0.0005mg/Lを超える検体が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。
- 4 海域についてはふっ素、ほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

ア 河川（湖沼を除く）

類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (S S)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級、自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
　　〃2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧乏水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
　　〃2級：サケ科魚類及びアユ等貧乏水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
　　〃3級：コイ、フナ等、 β -中高水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　〃3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

イ 海域
①

類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値			
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大 腸 菌 群 数 n - ヘキサン 抽 出 物 質 (油 分 等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水産2級、工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—

備考

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注)

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

　　" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

②

類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 硝 素	全 標
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

2 地 下 水 質 測 定 計 画

平成13年度地下水質測定計画

(目的)

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定地点、測定項目及び測定方法その他必要な事項を定めるものとする。

(調査の区分)

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の概況を把握するとともに長期的な観点から定点における経年的な変化を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査とする。

概況調査等により新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する地下水の水質調査とする。

(測定地点及び測定機関)

測定地点及び測定機関は、別表1及び別表2のとおりとする。

(1) 概況調査 82 地点

(2) 定期モニタリング調査 130 地点

(測定期間)

測定期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。

(測定項目)

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH

イ 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P.C.B.、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目のうち検出された項目とする。

(○)

(3) 定期モニタリング調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2に掲げる項目とする。

(測定回数)

測定回数は、原則として次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|-----------|------|
| (1) 概況調査 | 各測定地点において | 1回以上 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 各測定地点において | 1回以上 |

(測定方法)

測定方法は、原則として別表3のとおりとする。

(○)

(試料の採取等)

- (1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元（深度、用途等）については、できる限り把握するものとする。

(測定結果の報告)

- (1) 測定結果は、大阪府へ別表4の様式により平成14年5月21日までに報告するものとする。
- (2) 環境基準項目の測定の結果において環境基準を超える値が検出されたときは、直ちに大阪府へ報告するものとする。

(その他)

本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

(別表-1)

測定地点及び測定機関総括表

測定機関	測定地点数		合計
	概況調査	定期モニタリング調査	
大阪府	28	60	88
近畿地建	2	3	5
大阪市	9	14	23
堺市	6	2	8
豊中市	6	4	10
吹田市	6	5	11
高槻市	3	15	18
枚方市	5	13	18
八尾市	4	9	13
東大阪市	9	1	10
寝屋川市	2	2	4
茨木市	2	2	4
合計	82	130	212

測 定 点 地 定 漢

(別表-2)
(概況調査)

図 中 番 号	市町村名	地区名	測定地点			環境基準項目												測定機関					
			メッシュ	全粒	六面粒	ひ素	鉛	水銀	PCB	ジカム	四塩化素	ジクロロエチレン	トリクロロエチル	メタリック	トリクロロエチル	メタリック	トリクロロエチル	メタリック	アゼナ	セラミック	セラミック	セラミック	セラミック
1	峰町	深日	コード	鉛	鉛	鉛	鉛	水銀	PCB	ジカム	四塩化素	ジクロロエチレン	トリクロロエチル	メタリック	トリクロロエチル	メタリック	トリクロロエチル	メタリック	アゼナ	セラミック	セラミック	セラミック	セラミック
2	阪南市	自然田	1-3130	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	泉南市	里里	1-4220	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	泉佐野市	兔田	1-4222	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	泉佐野市	中庄	1-4243	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	泉佐野市	長瀬	1-4232	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	泉佐野市	木積	1-4240	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	貝塚市	水島	1-4330	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	岸和田市	上町	1-5320	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	和泉市	九鬼町	1-4440	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	和泉市	高部町	1-5332	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	忠岡町	忠岡北	1-5340	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	泉大津市	坂原原	1-5341	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	高石市	高柳原	1-6312	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	河内長野市	原町	1-5422	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	大阪狭山市	茱萸原	1-5442	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	河南町	中	1-5530	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	美原町	平尾	1-6413	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	藤井寺市	北條町	1-6444	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	松原市	大森	1-7402	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	松原市	南新町	1-6441	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	堺市	篠ヶ林	1-5420	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	堺市	鳳中町	1-6313	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	堺市	海山町	1-7303	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	堺市	椿葉	1-6400	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	堺市	西野	1-6401	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	堺市	金四町	1-6430	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	大阪市	東淀川区	2-0404	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	大阪市	都島区	2-0430	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	大阪市	淀川区	2-0323	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	大阪市	部島区	2-0420	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	大阪市	堺東区	2-0410	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	大阪市	港区	1-7343	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	大阪市	浪速区	1-7344	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	大阪市	天王寺区	1-7440	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	大阪市	住吉区	1-7304	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	大阪市	福島区	2-0314	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	大阪市	生ノ江区	2-7314	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	八尾市	大田新町	1-7403	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	八尾市	安中町	1-7424	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	八尾市	桂村町	1-7510	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	八尾市	鶴部南の町	1-7413	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	東大阪市	森河内西	2-0402	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	東大阪市	光川町	1-7432	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	東大阪市	西津池町	2-0413	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

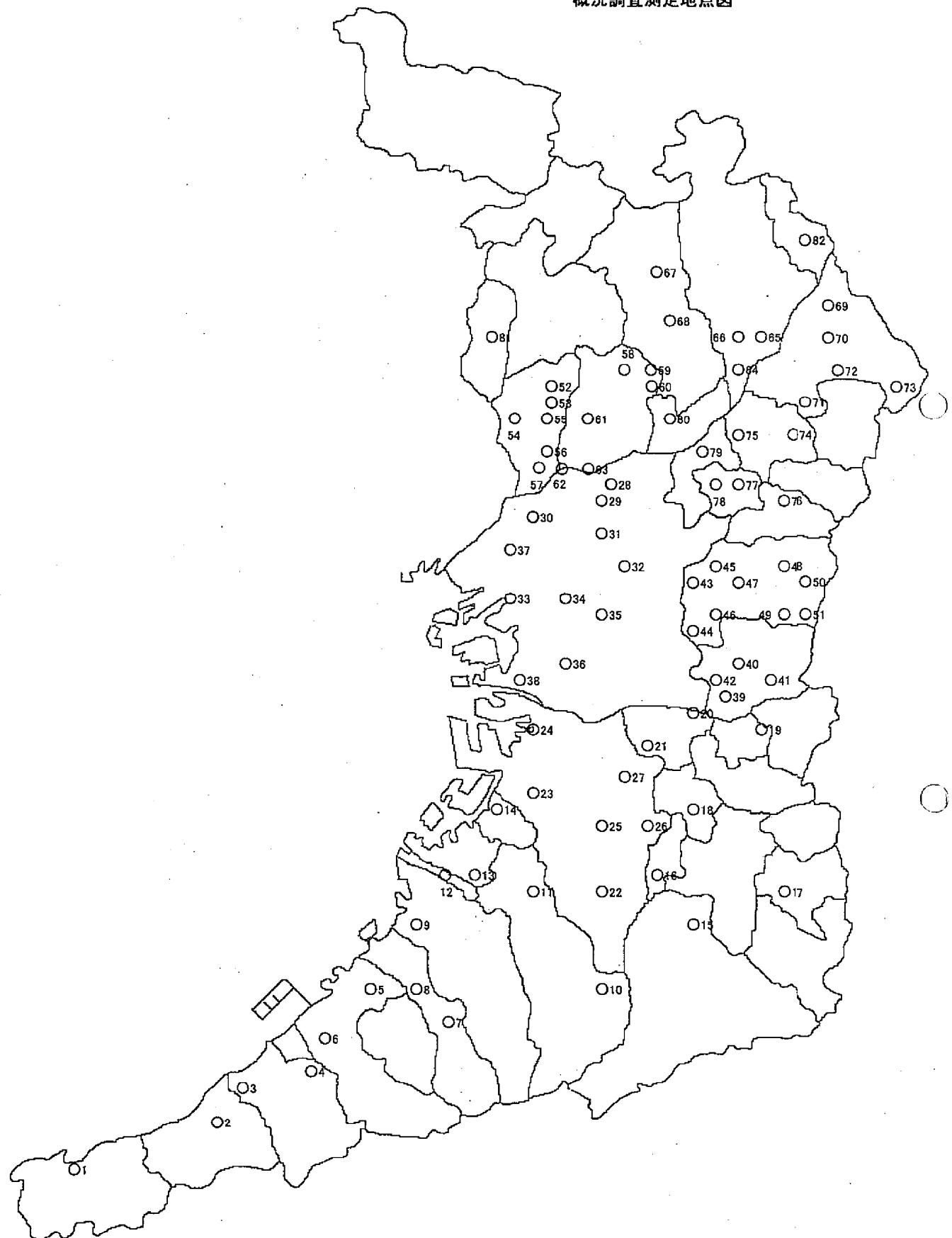
表
一
覧
定
地
点
測

(別表-2)
(概況調査)

図 中 番 号	市町村名	地区名	測定地点												測定機関	
			メッシュ	ガミ	金 鉛	六 銅	ニ 素	鉛 水銀	7種 水銀	PCB	4種 水銀	2種 水銀	1種 水銀	1,3- ジ メ チ ル ブ チ ル イ ソ ン 加 工		
46	東大阪市	冰和	コード	1-7443	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	東大阪市	古美輪	2-0404	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	東大阪市	善福寺町	2-0510	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	東大阪市	瓢箪山町	1-7540	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	東大阪市	中石切町	2-0501	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	東大阪市	六万寺町	1-7531	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	豊中市	緑丘	2-334	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53	豊中市	熊野町	2-1324	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54	豊中市	原田元町	2-1313	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55	豊中市	長興寺北	2-314	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56	豊中市	服部本町	2-1304	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
57	豊中市	三和町	2-0344	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58	吹田市	千里万博公園	2-1431	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
59	吹田市	青葉丘南	2-1432	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
60	吹田市	千里丘下	2-1422	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
61	吹田市	山手町	2-1410	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
62	吹田市	芝野町	2-0344	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
63	吹田市	南吹田	2-0440	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
64	高槻市	三島江	2-1424	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
65	高槻市	鹿陰西	2-1434	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
66	高槻市	栄町	2-443	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
67	茨木市	車作	2-2422	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
68	茨木市	西安城	2-2402	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
69	枚方市	船橋本町	2-2512	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70	枚方市	田口町	2-1542	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
71	枚方市	赤子作	2-1521	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
72	枚方市	春日野	2-1532	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
73	枚方市	恵谷	2-1524	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
74	寝屋川市	寝屋	2-1501	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
75	寝屋川市	仁和	2-1403	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
76	大東市	北条	2-0530	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
77	門真市	上島町	2-0444	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
78	門真市	一番町	2-0433	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
79	守口市	大日東町	2-1403	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
80	茨木市	鶴野	2-1412	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
81	池田市	中川原町	2-2302	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
82	島本町	若山台	2-2531	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注 : アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を行う。

概況調査測定地点図



測 定 地 点 一 覧 表

(定期モニタリング調査)

図中の 番号	測定地 点	市町村名	地区名	環境基準項目												測定機関 回数					
				カドミウム	全鉛	六価鉛	ひ素	緑	7744	PCB	ジナフ	四塩化炭素	1,2-ジイソブチル	トリクロロエチル	トリクロロエチル	トリクロロエチル	トリクロロエチル	トリクロロエチル	トリクロロエチル	トリクロロエチル	
T-1	奈佐野市	野出町	大路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2 大阪府
T-2	貝塚市																				2 大阪府
T-3	岸和田市	西大路町																			2 大阪府
T-4	富田林市	川向町																			2 大阪府
T-5-1	膳所寺市	小山																			2 大阪府
T-5-2	膳所寺市	岡																			2 大阪府
T-6	豊中市	中桜塚																			1 豊中市
T-7	池田市	豊島南																			2 大阪府
T-8-1	高槻市	桃園町																			2 高槻市
T-8-2	高槻市	桃園町																			2 高槻市
T-8-3	高槻市	下田部町																			2 高槻市
T-8-4	高槻市	下田部町																			2 高槻市
T-8-5	高槻市	西冠																			2 高槻市
T-8-6	高槻市	西冠																			2 高槻市
T-8-7	高槻市	城西町																			1 高槻市
T-8-8	高槻市	城西町																			1 高槻市
T-9-1	交野市	私市																			1 高槻市
T-10	島本町	庄瀬																			2 大阪府
T-11-4	大阪市	北区																			2 大阪府
T-12-3	大阪市	天王寺区																			1 大阪市
T-14-4	大阪市	中央区																			1 大阪市
T-14-5	大阪市	中央区																			1 大阪市
T-14-6	大阪市	中央区																			1 大阪市
T-15-1	岸和田市	岸城町																			2 大阪府
T-15-2	岸和田市	南町																			2 大阪府
T-16-4	美原町	今井																			2 大阪府
T-16-5	美原町	今井																			2 大阪府
T-17	羽曳野市	はびきの																			2 大阪府
T-18-1	松原市	一誠屋																			2 大阪府
T-18-2	羽曳野市	逸我之莊																			2 大阪府
T-19	柏原市	国分東条町																			2 大阪府
T-20	交野市	星田																			2 大阪府
T-21-1	交野市	幾野																			2 大阪府
T-21-2	交野市	幾野																			2 大阪府
T-22	東大阪市	友井																			2 大阪府
T-23	門真市	柳田町																			2 大阪府
T-25	枚方市	出屋敷西町																			2 大阪府
T-26	枚方市	津田北町																			2 枚方市
T-28	吹田市	津雲台																			2 吹田市
T-29	東大阪市	木平寺																			1 東大阪市
T-31-1	高槻市	緑町																			1 高槻市
T-32-1	高槻市	東上牧																			2 大阪府
T-32-2	島本町	江川																			2 大阪府
T-33	豊中市	向丘																			1 近畿地連
T-34	池田市	栄町																			2 大阪府
T-35	河南町	神山																			2 大阪府

測定地點一覧表

(定期モニタリング調査)

図中の 番号	市町村名	地区名	測定地點												測定回数		
			カミ 坂	全 塗	六 塗	ひ 素	鉛 加	水 銀	PCB ダ ラ ム	1,2- ジ カ ル ヒ ツ イ フ	1,1,1- トリ ブ ロ ウ ヒ ツ イ フ	1,1,2- ジ カ ル ヒ ツ イ フ	1,3- ジ カ ル ア ル ヒ ツ イ フ	トリ ブ ロ ウ ヒ ツ イ フ	セ シ ン ガ ト	硝酸性 亜 離 素	ホ ウ 素
T-36-1	箕面市	枚瀬															2
T-37	八尾市	東本町															1
T-38	八尾市	南本町															1
T-39-1	吹田市	南吹田															4
T-39-2	吹田市	南吹田															4
T-40	池田市	石橋															2
T-41	交野市	星田北															2
T-42	枚方市	長尾元町															2
T-43	枚方市	草部															1
T-44	美原町	阿狹															2
T-45-1	枚原市	丹南															2
T-45-2	美原町	大保															2
T-49-3	箕面市	横井															2
T-50-1	枚原市	上田															2
T-50-2	枚原市	上田															2
T-50-3	枚原市	上田															2
T-51	薙井寺市	沢田															2
T-52	大阪市	天王寺区															1
T-53-1	枚方市	片林本町															2
T-53-2	枚方市	片林本町															2
T-54	枚方市	津田元町															2
T-55-1	枚方市	池之宮															2
T-55-2	枚方市	池之宮															2
T-56	池田市	神田															2
T-57-1	和泉市	府中町															2
T-57-2	泉大津市	東豊中町															2
T-58	富田林市	西条町															2
T-59-1	枚方市	中宮山戸町															2
T-59-2	枚方市	中宮山戸町															2
T-60	守口市	大宮通															2
T-61	岸和田市	尾生町															2
T-62	和泉市	小田町															2
T-63	泉佐野市	上真屋町															2
T-64	池田市	伏尾町															2
T-65	池田市	空港															2
T-66	能勢町	下田尻															2
T-67	能勢町	野間出野															2
T-68	茨木市	鎌原															1
T-70	大原市	茨城區															1
T-71	高槻市	阿武野															1
T-73	大阪市	天王寺区															1
T-75	八尾市	福榮町															1
T-76	吹田市	江坂町															2
T-77	枚方市	楠葉中之丞															2
T-78	島本町	山崎															2
T-79	門真市	東田町															2

測定地点一覧表

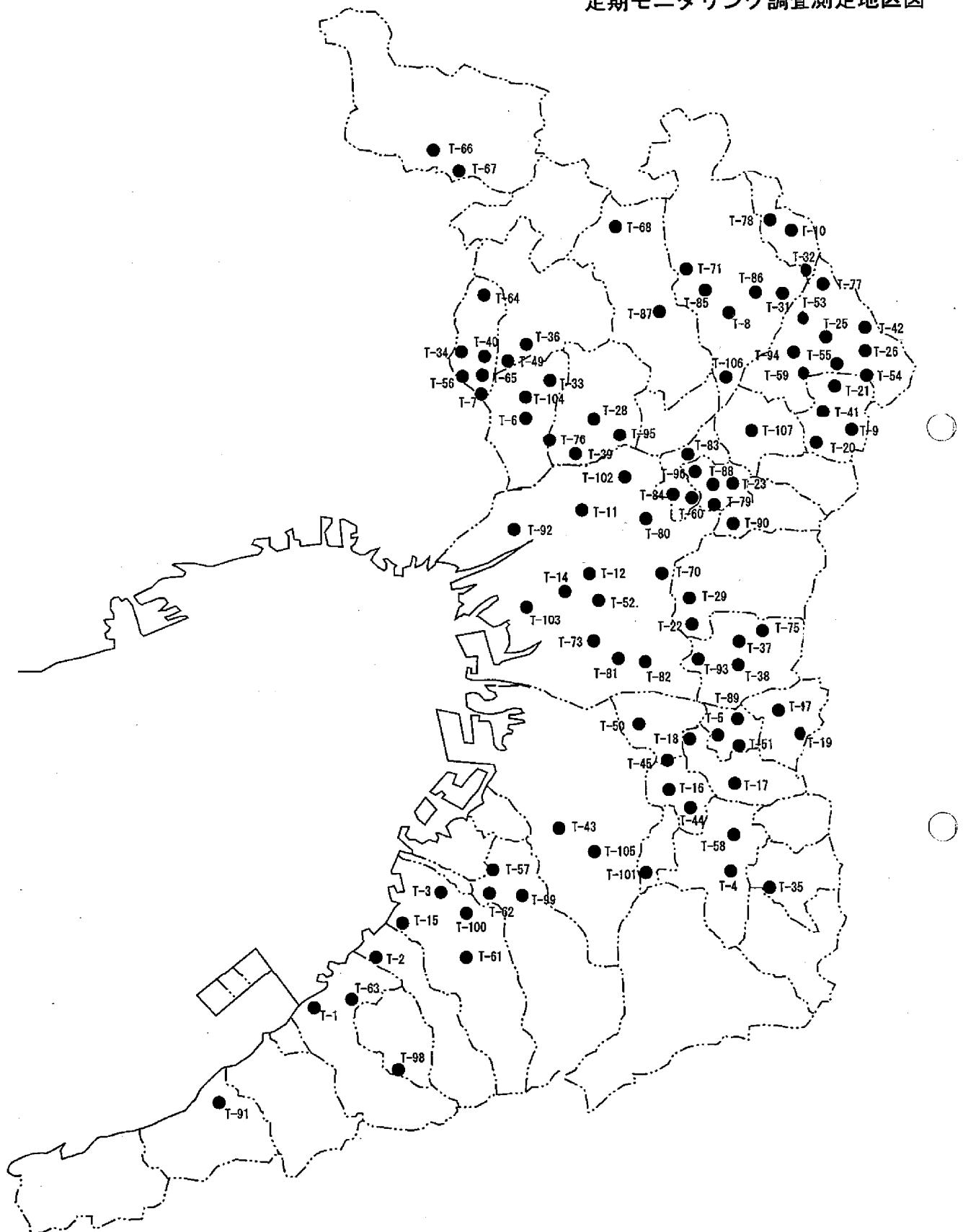
(定期モニタリング調査)

図中の 番号	市町村名	地区名	がみ	全 金 鉛	六 価 鉛	ひ素 鉛	水銀	水銀	Pb	ジ カ ム	四 塩 化 ジ カ ム	1,2- ジ カ ム	1,1- ジ カ ム	1,1,1- ジ カ ム	1,1,1,2- ジ カ ム	1,1,2- ジ カ ム	1,3- ジ カ ム	ト カ ム	ジ カ ム ア ル シ ン	ジ カ ム ア ル シ ン 加 工	セ レ ン バ ン セ レ ン	研究性・ 重複報 告書 性空葉	ふつ ほう	測定回数			
T-30	大阪市	地区	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-81	大阪市	阿倍野区	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-82	大阪市	東住吉区	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-83-2	守口市	咲井町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-84-2	守口市	松下町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-85	高槻市	御家本町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-86	高槻市	白梅町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-87	茨木市	太田東芝町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-88	門真市	松生町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-89-1	藤井寺市	川北	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-89-2	八尾市	西弓削	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-90	大東市	競福	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-91	吹田市	鳥取	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-92	大阪市	西淀川区	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-93-1	八尾市	北龜井町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-93-2	八尾市	北龜井町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-93-3	八尾市	北龜井町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-93-4	八尾市	北龜井町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-93-5	八尾市	北龜井町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-94-1	枚方市	中宮東之町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-94-2	枚方市	上野	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-95	吹田市	幸町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-96	門真市	堂山町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-97	柏原市	石川町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-98	熊取町	野田	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-99	和泉市	芦部町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-100	岸和田市	今木町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-101	大阪狭山市	今熊	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-102	大阪市	東淀川区	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-103	大阪市	西区	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-104-1	豊中市	上新田	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-104-2	豊中市	上新田	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-104-3	豊中市	上新田	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-105	堺市	八田南之町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-106-1	高槻市	幸町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-106-2	高槻市	幸町	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-107-1	寝屋川市	小田元宮	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-107-2	寝屋川市	木田元宮	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
T-107-3	寝屋川市	寝屋川市	ア	ミ	ム	ク	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム

注 T-13, T-24, T-27, T-30, T-46, T-47, T-48, T-69, T-72, T-74は欠番。

アルキル水銀については、絶水銀が検出された地點について測定を行つ。

定期モニタリング調査測定地区図



(別表 - 3)

測定方法一覧表

区分	測定項目	環境基準 (mg/L)	測定方法	報告下限値 (mg/L)
環境基準項目	カドミウム	0.01 以下	規格55に定める方法	0.001
	全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	0.1
	鉛	0.01 以下	規格54に定める方法	0.005
	六価クロム	0.05 以下	規格65.2に定める方法	0.04
	砒素	0.01 以下	規格61.2又は61.3に定める方法	0.005
	総水銀	0.0005以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	0.0005
	P C B	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法	0.0005
	ジクロロメタン	0.02 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.002
	四塩化炭素	0.002 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2に定める方法	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法	0.0006
	トリクロロエチレン	0.03 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法	0.002
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.1に定める方法	0.0002
	チラム	0.006 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	0.0006
	シマジン	0.003 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
	チオベンカルブ	0.02 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.002
	ベンゼン	0.01 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.001
	セレン	0.01 以下	規格67.2又は67.3に定める方法	0.002
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3 又は43.2.5に定める方法。亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法	0.08
	ふつ素	0.8 以下	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法	0.08
	ほう素	1 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法	0.02

(注) 桁数については、有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

また、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(別表-4) 地下水質測定結果個別表

調査機関名

ページ

整 理 番 号				
市町村名	市町村名(漢字最大7文字まで)			
	市町村名(フリガナ最大14文字まで)			
	市町村コード(3桁の数字)			
地区名	地区名(漢字最大13文字まで)			
	地区名(フリガナ最大26文字まで)			
	地区番号(4桁の英数字)			
	地区メッシュ・コード			
井戸諸元等	井戸番号	井戸個別番号(6桁の英数字) 測定計画の番号		
	井戸深度(m)	[NA:不明, RA:深度に範囲あり]		
	浅深井戸の別	[1:浅井戸, 2:深井戸, 3:その他]		
	用途区分	[1:水源, 2:一般, 3:生活, 4:工業, 5:その他]		
調査	調査区分	[1:概新, 2:概再, 3:汚染*, 4:定期]		
	*上記区分が(3:汚染)の場合、その地区名			
	調査年月日	[西暦年下2桁, 月, 日]		
測定	気温	(°C)		
	水温	(°C)		
	外観			
	臭気			
	透視度	(cm)		
結果	pH			
	カドミウム	0.01 mg/L以下		
	全シアン	不検出		
	鉛	0.01 mg/L以下		
	六価クロム	0.05 mg/L以下		
	砒素	0.01 mg/L以下		
	総水銀	0.0005 mg/L以下		
	アルキル水銀	不検出		
	PCB	不検出		
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
その他	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下		
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下		
	チラム	0.006 mg/L以下		
	シマジン	0.003 mg/L以下		
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		
	ベンゼン	0.01 mg/L以下		
	セレン	0.01 mg/L以下		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
	ふつ素	0.8 mg/L以下		
	ほう素	1 mg/L以下		
	トライス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
の	調査実施主体	[1:国, 2:都道府県, 3:市町村]		
	措置1	[01~09 複数選択可]		
	措置2	[01~11 複数選択可]		
他	備考(最大25文字まで)			

メッシュコード説明図

- 行政管理庁（現総務庁）告示の標準地域メッシュに基づいて作成したものであり、メッシュコードについてもこれに準じている。
- 北緯 $34^{\circ}40'$ を境として南部をコード5135、北部をコード5235で表す。
- 南部及び北部をそれぞれ10kmメッシュに区画し、2桁のコードで表す。
- 各10kmメッシュを2kmメッシュに区画し、2桁のコードで表す。
- 一つの2kmメッシュは8桁のコードで特定される。

